

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	61 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	59 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	20 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から46年3月まで

A市B区の実家に住んでいたとき、2年間は遡って国民年金保険料を納付することができると思ったので、昭和45年7月頃、母親に私の国民年金の加入手続と2年間分の保険料を遡って納付してくれるように頼んだ。申立期間の保険料額は1か月300円か400円ぐらいでまとめて納付しても1万円を切るぐらいだったので、これなら自分でも納付できると思った記憶がある。婚姻(47年5月)し、同市C区に転居したとき、妻が夫婦共に国民年金に加入するのは初めてだと言ってしまったので、同区で今の国民年金手帳記号番号が発生したと思う。40年も前のことなので、その後の納付方法など記憶がはっきりしないところもあるが、2年間遡って保険料を納付したことははっきり覚えているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によると、A市B区から転居した同市C区において妻が行ったとする加入手続は、申立人の記憶どおり、昭和47年5月頃に行われたものとみられるところ、この加入手続時点を基準とすると、申立期間のうち、45年4月から46年3月までの保険料については、過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間を除き、60歳到達の前月までの国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる上、申立人に係るA市の被保険者名簿によると、申立

期間直後である昭和46年4月から47年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料額は1か月300円か400円ぐらいでまとめて納付しても1万円を切るぐらいだったとしているところ、前述の加入手続時点において過年度納付することが可能な期間であった昭和45年4月から47年3月までの保険料月額は、当該期間のうち45年4月から同年6月までは250円、同年7月から47年3月までは450円であり、当該期間（昭和45年度は4,800円、46年度は5,400円。）の合計額は1万200円であることから、申立人の記憶している保険料額と近似している。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、加入手続時点において過年度納付することが可能であった45年4月から46年3月までの保険料についても、同様に過年度納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、A市B区に居住していた昭和45年7月頃に、母親に依頼して自身の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述の加入手続（昭和47年5月頃）においてA市C区で払い出されたもののみであり、申立期間当時に同市B区で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間に係る加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は既に亡くなっていることから、これらの状況の詳細は不明である上、申立人が申立期間のうち、昭和43年7月から45年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年8月から56年3月まで

父親が私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれたと思う。私は、当時の詳細は分からないが、父親から、20歳から納めていたと聞いた覚えがあり、きちょうめんな性格だったので、納付書が届けば必ず納付していたと思う。父親が納付してくれた申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は20か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において申立期間を除き未納は無いほか、申立人の加入手続き及び申立期間の保険料を納付したとする父親は、昭和37年4月から60歳到達の前月の61年\*月までの保険料が全て納付済みとされていることから、父親の保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年8月29日にA市B区で払い出されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きの際に、資格取得日を遡って54年\*月\*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、父親から、20歳から納めていたと聞いた覚えがあり、きちょうめんな性格だったので納付書が届けば必ず納付していたと思うところ、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間に係る昭和54年度及び55年度の摘要欄にいずれも「納付書発送」のゴム印が押されている。このため、保険料の納付意識が高かった父親が、過年度納付することが可能であった申立期間の保険料を、送付されてきた納付書により納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

1 事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成4年9月から5年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円であったことが認められることから、申立人の申立期間②の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

2 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成5年9月1日から同年10月1日までについて、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月1日から同年9月1日まで  
② 平成4年9月から5年11月まで

A社に平成4年7月1日に入社したが、給料支払明細書どおり厚生年金保険料を控除されているので、申立期間①において厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、私は、A社に勤務していたが、ねんきん定期便により、同社における標準報酬月額の記録が低い額となっていることが分かったので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額

は、当初、平成4年9月から5年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（6年2月28日）より後の同年3月7日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、同僚15人の標準報酬月額も、申立人と同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

また、当該期間当時の事業主は、「当時、社会保険料を滞納していた。滞納額の一部の支払をするも、全額返済は難しく、社会保険事務所の担当に相談した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年9月から5年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書、雇用条件契約書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成4年7月1日から同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書及び賃金台帳の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、平成5年9月について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該月において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案7095

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月30日から同年7月1日まで

私はB社からの転籍指示により、A社からC社に転籍し、1日の空白もなく勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出された給与支払明細書及びA社において被保険者記録が認められる複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、同社及びグループ会社のC社に継続して勤務し（昭和57年7月1日にA社からC社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年6月の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これを確認できないが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和57年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は2万2,000円、申立期間②は2万8,000円、申立期間③は1万4,000円、申立期間④は2万8,000円、申立期間⑤は46万4,000円、申立期間⑥は32万5,000円、申立期間⑦は31万7,000円、申立期間⑧は29万円、申立期間⑨は20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月29日  
② 平成17年12月2日  
③ 平成18年2月20日  
④ 平成18年6月27日  
⑤ 平成18年12月5日  
⑥ 平成19年7月9日  
⑦ 平成19年12月26日  
⑧ 平成20年7月30日  
⑨ 平成21年7月31日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する預金通帳の振込記録、源泉徴収票、A社から提出された賞与台帳及び市民税・県民税照会回答書により、申立人は、申立期間①から⑨までにおいて20万円から50万円の標準賞与額に見合う賞与を支給され、申立期間①は2万2,000円、申立期間②及び④は2万8,000円、申立期間③は1万4,000円、申立期間⑤は46万4,000円、申立期間⑥は32万5,000円、申立期間⑦は31万7,000円、申立期間⑧は29万円、申立期間⑨は20万円の標準賞与額に

見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記の賞与台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は2万2,000円、申立期間②は2万8,000円、申立期間③は1万4,000円、申立期間④は2万8,000円、申立期間⑤は46万4,000円、申立期間⑥は32万5,000円、申立期間⑦は31万7,000円、申立期間⑧は29万円、申立期間⑨は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑦に係る賞与の支払日については、預金通帳では振込日が特定できず、申立人は、所持する平成19年版手帳の記載に基づき平成19年12月25日に支給された旨の主張であるが、A社から提出された元帳の支給日に係る記載により、同年12月26日とすることが妥当である。

なお、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和51年3月26日）及び資格取得日（同年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月26日から同年10月1日まで

私は、昭和50年1月頃A社に入社し、52年4月20日まで同社で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、A社において昭和50年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、51年3月26日に喪失後、同年10月1日に同社において再度取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時のA社の事業主及び複数の同僚が「申立人は、申立期間も正社員としてA社で継続して勤務しており、雇用形態や職種に変更は無かった。」と証言していることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、当該事業主は、「給与計算は、事業主である私が行っていたが、申立期間のみ申立人の給与から厚生年金保険料を控除しなかったとは考え難い。」と証言している。

さらに、複数の同僚は、「当時のA社では、正社員は全て厚生年金保険に加

入し、保険料を控除されていた。」と証言しているところ、オンライン記録により、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和51年2月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年3月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間②は1万円、申立期間③は2万円、申立期間④は3万円、申立期間⑤は5万円、申立期間⑥は6万円、申立期間⑦は3万円、申立期間⑧は6万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年11月から21年8月まで  
② 平成16年12月24日  
③ 平成17年8月5日  
④ 平成17年12月28日  
⑤ 平成18年12月27日  
⑥ 平成19年12月27日  
⑦ 平成20年8月8日  
⑧ 平成20年12月25日

申立期間①は、給与明細書の支給額と比べ、年金記録の標準報酬月額が低いので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②から⑧までは、賞与に関する年金記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②から⑧までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は1万円、申立期間③は2万円、申立期間④は3万円、申立期間⑤は5万円、申立期間⑥は6万円、申立期間⑦は3万円、申立期間⑧は6万5,000円）に基づく

厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間②から⑧までの賞与の支払に係る届出を行っていない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月2日から同年12月15日まで

私は、昭和47年4月11日にB社に入社し、平成15年2月に退社するまで同社及びグループ会社のA社に継続して勤務した。しかし、年金記録を確認したところ、同社に転籍となった際の申立期間が空白となっているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、同僚の証言及び申立人から提出された人事記録により、申立人は、B社及びグループ会社のA社に継続して勤務し（B社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人から提出された人事記録及び雇用保険の記録によれば、申立人のA社への異動日は、昭和48年7月1日であったものと考えられるが、オンライン記録によれば、申立人のB社における資格喪失日が同年7月2日とされていることから、A社における資格取得日に係る記録を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年12月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案7100

### 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成19年5月から20年6月までの期間は24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月から20年6月まで

申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成19年5月から20年6月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において24万円の標準報酬月額に見合う総支給額を支給され、26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる総支給額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、給与支給明細書において確認できる総

支給額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年3月及び同年4月については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる総支給額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 愛知厚生年金 事案7101～7125（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： ① 平成16年9月30日  
② 平成17年9月30日  
③ 平成18年9月29日  
④ 平成19年9月28日  
⑤ 平成20年9月30日

申立期間について、A社が厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出することを失念していたため保険料が納付されていなかった。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の賞与に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②から⑤までについては、A社から提出された賞与支給・控除一覧表により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支給・控除一覧表において確認できる保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

申立期間①については、A社は、当該期間に係る賞与支給・控除一覧表を保管していないものの、同社から提出された賃金データリスト及び申立人の給与支払報告書又は複数の同僚の給与支払報告書により、申立人は、当該期間において、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件25件（別添一覧表参照）

別紙 厚生年金あっせん一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	申立期間 (納付記録の訂正が必要な期間)	標準賞与額
7101			男	昭和39年生	平成16年9月30日	40万 円
					平成17年9月30日	52万 7,000円
					平成18年9月29日	53万 円
					平成19年9月28日	50万 円
					平成20年9月30日	53万 円
7102			男	昭和39年生	平成16年9月30日	40万 円
					平成17年9月30日	52万 7,000円
					平成18年9月29日	53万 円
					平成19年9月28日	50万 円
					平成20年9月30日	53万 円
7103			男	昭和49年生	平成16年9月30日	35万 円
					平成17年9月30日	47万 8,000円
					平成18年9月29日	48万 円
					平成19年9月28日	45万 円
					平成20年9月30日	53万 円
7104			男	昭和30年生	平成16年9月30日	40万 円
					平成17年9月30日	52万 7,000円
					平成18年9月29日	53万 円
					平成19年9月28日	50万 円
					平成20年9月30日	53万 円
7105			男	昭和35年生	平成16年9月30日	40万 円
					平成17年9月30日	52万 7,000円
					平成18年9月29日	53万 円
					平成19年9月28日	50万 円
					平成20年9月30日	53万 円
7106			男	昭和47年生	平成16年9月30日	40万 円
					平成17年9月30日	52万 7,000円
					平成18年9月29日	53万 円
					平成19年9月28日	50万 円
					平成20年9月30日	53万 円
7107			男	昭和46年生	平成16年9月30日	40万 円
					平成17年9月30日	52万 7,000円
					平成18年9月29日	53万 円
					平成19年9月28日	50万 円
					平成20年9月30日	53万 円
7108			男	昭和20年生	平成16年9月30日	40万 円
					平成17年9月30日	52万 7,000円
					平成18年9月29日	53万 円
					平成19年9月28日	50万 円
					平成20年9月30日	53万 円
7109			男	昭和58年生	平成16年9月30日	30万 円
					平成17年9月30日	43万 円
					平成18年9月29日	43万 円
					平成19年9月28日	40万 円
					平成20年9月30日	43万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	申立期間 (納付記録の訂正が必要な期間)	標準賞与額
7110			男	昭和44年生	平成16年9月30日	40万 円
					平成17年9月30日	52万 7,000円
					平成18年9月29日	53万 円
					平成19年9月28日	50万 円
					平成20年9月30日	53万 円
7111			男	昭和52年生	平成16年9月30日	35万 円
					平成17年9月30日	47万 8,000円
					平成18年9月29日	47万 円
					平成19年9月28日	45万 円
					平成20年9月30日	48万 円
7112			男	昭和47年生	平成16年9月30日	31万 円
					平成17年9月30日	47万 8,000円
					平成18年9月29日	48万 円
					平成19年9月28日	45万 円
					平成20年9月30日	48万 円
7113			女	昭和35年生	平成16年9月30日	20万 円
					平成17年9月30日	27万 8,000円
					平成18年9月29日	26万 5,000円
					平成19年9月28日	23万 5,000円
					平成20年9月30日	23万 5,000円
7114			女	昭和33年生	平成16年9月30日	20万 円
					平成17年9月30日	27万 8,000円
					平成18年9月29日	26万 5,000円
					平成19年9月28日	23万 5,000円
					平成20年9月30日	23万 5,000円
7115			女	昭和34年生	平成16年9月30日	18万 円
					平成17年9月30日	25万 9,000円
					平成18年9月29日	24万 5,000円
					平成19年9月28日	21万 5,000円
					平成20年9月30日	21万 5,000円
7116			女	昭和32年生	平成16年9月30日	18万 円
					平成17年9月30日	25万 9,000円
					平成18年9月29日	21万 5,000円
					平成19年9月28日	18万 5,000円
					平成20年9月30日	21万 5,000円
7117			女	昭和37年生	平成16年9月30日	20万 円
					平成17年9月30日	27万 8,000円
					平成18年9月29日	26万 5,000円
					平成19年9月28日	23万 5,000円
					平成20年9月30日	23万 5,000円
7118			女	昭和32年生	平成16年9月30日	18万 円
					平成17年9月30日	25万 9,000円
					平成18年9月29日	24万 5,000円
					平成19年9月28日	21万 5,000円
					平成20年9月30日	21万 5,000円
7119			女	昭和29年生	平成16年9月30日	18万 円
					平成17年9月30日	25万 9,000円
					平成18年9月29日	24万 5,000円
					平成19年9月28日	21万 5,000円
					平成20年9月30日	21万 5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	申立期間 (納付記録の訂正が必要な期間)	標準賞与額
7120			女	昭和29年生	平成16年9月30日	20万 円
					平成17年9月30日	27万 8,000円
					平成18年9月29日	26万 5,000円
					平成19年9月28日	23万 5,000円
					平成20年9月30日	23万 5,000円
7121			女	昭和37年生	平成16年9月30日	18万 円
					平成17年9月30日	25万 9,000円
					平成18年9月29日	24万 5,000円
					平成19年9月28日	21万 5,000円
					平成20年9月30日	21万 5,000円
7122			女	昭和60年生	平成16年9月30日	18万 円
					平成17年9月30日	25万 9,000円
					平成18年9月29日	26万 5,000円
					平成19年9月28日	23万 5,000円
					平成20年9月30日	23万 5,000円
7123			女	昭和43年生	平成16年9月30日	5万 円
					平成17年9月30日	10万 8,000円
					平成18年9月29日	16万 5,000円
					平成19年9月28日	13万 5,000円
					平成20年9月30日	13万 5,000円
7124			女	昭和61年生	平成16年9月30日	10万 円
					平成17年9月30日	25万 9,000円
					平成18年9月29日	26万 5,000円
					平成19年9月28日	23万 5,000円
					平成20年9月30日	23万 5,000円
7125			女	昭和61年生	平成16年9月30日	10万 円
					平成17年9月30日	25万 9,000円
					平成18年9月29日	26万 5,000円
					平成19年9月28日	23万 5,000円
					平成20年9月30日	23万 5,000円

## 愛知厚生年金 事案7126～7139（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間について、A社が厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出することを失念していたため保険料が納付されていなかった。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の賞与に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社から提出された賞与支給・控除一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件14件 (別添一覧表参照)

## 別紙 厚生年金あっせん一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	申立期間 (納付記録の訂正が必要な期間)	標準賞与額
7126			男	昭和43年生	平成18年9月29日	40万 円
					平成19年9月28日	45万 円
					平成20年9月30日	48万 円
7127			男	昭和40年生	平成18年9月29日	38万 円
					平成19年9月28日	45万 円
					平成20年9月30日	48万 円
7128			男	昭和58年生	平成19年9月28日	30万 円
					平成20年9月30日	43万 円
7129			男	昭和59年生	平成19年9月28日	30万 円
					平成20年9月30日	43万 円
7130			男	昭和41年生	平成20年9月30日	48万 円
7131			女	昭和63年生	平成18年9月29日	14万 円
					平成19年9月28日	23万 5,000円
					平成20年9月30日	23万 5,000円
7132			女	昭和62年生	平成18年9月29日	14万 円
					平成19年9月28日	23万 5,000円
					平成20年9月30日	23万 5,000円
7133			女	昭和38年生	平成18年9月29日	16万 5,000円
					平成19年9月28日	13万 5,000円
					平成20年9月30日	13万 5,000円
7134			女	昭和62年生	平成18年9月29日	14万 円
					平成19年9月28日	23万 5,000円
					平成20年9月30日	23万 5,000円
7135			女	昭和63年生	平成18年9月29日	14万 円
					平成19年9月28日	23万 5,000円
					平成20年9月30日	23万 5,000円
7136			女	昭和29年生	平成19年9月28日	16万 5,000円
					平成20年9月30日	18万 5,000円
7137			女	昭和63年生	平成19年9月28日	14万 円
					平成20年9月30日	23万 5,000円
7138			女	平成2年生	平成20年9月30日	14万 円
7139			女	平成元年生	平成20年9月30日	14万 円

## 愛知厚生年金 事案7140～7142（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年9月30日  
② 平成18年9月29日  
③ 平成19年9月28日  
④ 平成20年9月30日

申立期間について、A社が厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出することを失念していたため保険料が納付されていなかった。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の賞与に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までの期間については、A社から提出された賞与支給・控除一覧表により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支給・控除一覧表

において確認できる保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 3 件（別添一覧表参照）

## 別紙 厚生年金あっせん一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	申立期間 (納付記録の訂正が必要な期間)	標準賞与額
7140			男	昭和49年生	平成17年9月30日	47万 8,000円
					平成18年9月29日	48万 円
					平成19年9月28日	45万 円
					平成20年9月30日	48万 円
7141			女	昭和39年生	平成17年9月30日	4万 9,000円
					平成18年9月29日	16万 5,000円
					平成19年9月28日	18万 5,000円
					平成20年9月30日	18万 5,000円
7142			女	昭和62年生	平成17年9月30日	12万 7,000円
					平成18年9月29日	26万 5,000円
					平成19年9月28日	23万 5,000円
					平成20年9月30日	23万 5,000円

## 愛知厚生年金 事案7143

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は20万円、申立期間②及び③は23万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月30日  
② 平成19年9月28日  
③ 平成20年9月30日

申立期間について、A社が厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出することを失念していたため保険料が納付されていなかった。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の賞与に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③の期間については、A社から提出された賞与支給・控除一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額（23万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①については、A社は、当該期間に係る賞与支給・控除一覧表を保管していないものの、同社から提出された賃金データリスト及び複数の同僚の給与支払報告書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（20万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る申立期間①から③までの標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年10月15日）及び資格取得日（35年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月15日から35年5月1日まで

A社ではB支店に勤務し、昭和34年7月頃にC支店設立準備のため3か月ほど同支店のあるD市に行っていたが、同年10月にB支店に戻り、退職するまで継続勤務していた。同市に行った際も、同支店に戻ってきた際も変わりなく給与をもらっていたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和34年1月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月15日に同資格を喪失後、35年5月1日に同資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚が「E台風のあった昭和34年9月26日前から申立期間後も、申立人と一緒にA社で勤務していた。」と証言しているとともに、申立期間当時の上司であった役員も「申立人は、昭和39年に実の兄と一緒に退職するまで当社に勤務していた。在職中は同じ職種で業務内容等の変更も無かった。」と証言していることから、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の役員は、「在職中、申立人には少しの間、新規出店のためD市

に行ってもらったが、その間も同じように働いていたので、保険料は控除されていたはずだ。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、上記の一緒に勤務していた複数の同僚、役員及び申立人の兄は、いずれも申立期間において被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年9月の記録及び申立人と同時期に資格取得している同職種の同僚の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案7145

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和50年4月17日から現在までA社及び同社の関連会社に勤務しているが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、このうち、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

昭和58年6月にA社から関連会社のB社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び商業登記簿から判断して、申立人が同社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和58年6月1日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和58年4月の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和58年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、

事業主が同年5月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成21年7月15日

申立期間について、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていないので、正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成21年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業所に係る同種の案件6件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	都道府県	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額
						平成21年7月15日
						標準賞与額
7146			男	昭和34年生		50万 円
7147			男	昭和37年生		45万 5,000円
7148			男	昭和52年生		31万 円
7149			女	昭和39年生		15万 円
7150			男	昭和51年生		19万 8,000円
7151			女	昭和60年生		15万 円

## 愛知厚生年金 事案7152

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月31日から同年4月1日まで

A社から関連会社のB社に異動した際の申立期間について、1か月の空白期間があるが、退職した記憶は無く納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険の記録から判断して、申立人が同社及びその関連会社のB社に継続して勤務し(昭和57年4月1日にA社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年2月の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る昭和57年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から62年3月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から62年3月まで  
② 昭和62年8月から同年11月まで

申立期間の保険料はA市役所で納付書により納付したはずである。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料をA市役所で納付したとしているが、納付時期、納付金額等についての記憶は無く、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、A市の申立人の納付記録情報においても、オンライン記録同様、申立期間の保険料は未納とされている。

さらに、申立人の国民年金加入期間には、申立期間以外にも保険料が未納とされている期間が複数見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から53年11月まで

A市B区に住んでいた頃、国民年金の納付書が送付されてきたが、母子家庭であったので、私は保険料を納付する余裕は無かった。区役所又は社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、「寡婦なら免除されるので手続に来て下さい。」と言われ、国民年金の免除申請の手続を行ったので、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係るオンライン記録における資格取得状況及び国民年金手帳払出控から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和54年2月頃にC町で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものと考えられる。この加入手続の際に、申立人の国民年金被保険者資格の取得日を同年2月17日とする処理が行われていることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる上、免除申請を行う契機となったとする納付書が申立人に対し送付されていたとは推認し難い。

また、上記の国民年金被保険者資格の取得日は、申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 昭和54年2月17日」と記載されていることと一致している上、国民年金受付処理簿及びC町の国民年金被保険者名簿においても同様の記録とされているほか、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和54年1月の欄に、「本月以前無資格」と記載されていることが確認できる。

さらに、国民年金被保険者台帳、A市とC町の国民年金被保険者名簿、A市の国民年金情報検索システム（過年度テーブル）等によると、オンライン記録と同様、申立期間後の昭和54年2月以降の保険料は免除されていることが確認できるものの、申立期間の保険料が免除された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を免除されたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から平成元年12月まで

昭和55年か56年頃にA市役所の職員二人が自宅に来て、国民年金保険料を納付していない旨のことをかなり厳しい口調で言われたことをはっきり覚えている。父親が57年4月頃に私の国民年金の加入手続を行い、保険料は父親の口座から引き落としにより両親の保険料と一緒に納付していたことに間違いはない。婚姻(63年11月)後の保険料は、私の口座から引き落としするように変更手続きを行い、妻の保険料と一緒に納付した。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び婚姻(昭和63年11月)前の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっているため、申立期間に係る加入手続及び婚姻前の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、父親が昭和57年4月頃に申立人の国民年金加入手続を行ったとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年3月頃に払い出されており、これ以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に同年1月29日に被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。この被保険者資格取得日は、申立人が所持する国民年金手帳の記載とも一致していることから、申立期間は、申立人が自身の口座からの引き落としにより納付したとする婚姻後も含めて国民年金に未加入であり、父親又は申立人が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間のうち、婚姻前の保険料について、両親は納付済みとされているが、両親の国民年金手帳記号番号は申立期間前の昭和42年6月頃に連番で払い出され、既に国民年金被保険者であったのに対し、上記のとおり、申立人は、国民年金に未加入であることから状況は異なり、両親の保険料が納付されていることをもって、申立人の保険料が納付されていたと推認することはできない。

加えて、申立人は、婚姻後の保険料は自身の口座から引き落としで妻の保険料と一緒に納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、妻は婚姻時である昭和63年11月頃に加入手続が行われたとみられ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した59年7月に遡って国民年金被保険者資格を取得していることから、婚姻後に申立期間のうち、61年10月から63年3月までについては過年度納付することが可能であり、同年4月から平成元年12月までについては現年度納付することが可能ではあったが、保険料納付は申立人同様、申立期間後の2年1月からであり、これらの期間は未納とされている。

このほか、A市の国民年金被保険者情報確認リストにおいて、オンライン記録同様、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない上、父親又は申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私が20歳(昭和44年\*月)になった頃、母親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間当時、私は大学生でC市D区に住んでいたが住民票は移していなかった。私が就職するまで、母親が両親、姉及び私の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。母親からは、姉と同じように20歳から加入して、保険料を納付していたと聞いており、何においても二人の姉妹は平等にという方針で育ててくれたきちょうめんな両親が私だけ保険料を納付しないはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、強制加入被保険者として資格取得日を昭和44年\*月\*日(ただし、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳は、20歳到達時の同年\*月\*日とされている。)と記載された47年12月25日発行の国民年金手帳を所持しており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、同手帳に記載されている記号番号は、48年1月31日にA市B区で払い出されたものであることが確認できることから、この手帳発行時期に申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたものとみられる。

さらに、申立人は、母親から姉と同じように20歳から加入して、保険料を

納付していたと聞いているとしているが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、姉の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月31日にA市B区で申立人と連番で払い出されていることから、申立人と一緒に姉の加入手続も行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って41年\*月\*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる上、姉の納付記録において保険料が納付済みとされているのは、申立人と同様に45年4月からとされており、申立期間は未納とされている。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月

私は、会社を退職（平成5年4月）後、すぐにA市B区役所に行き、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続も行った。納付書で納付したのか余り覚えていないが、1か月間だけだったので、その時に担当窓口か同区役所内の金融機関で現金で1万円ぐらいを納付したのを覚えている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、すぐにA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているものの、申立期間の保険料の納付方法については納付書で納付したのか余り覚えていないとしており、納付場所についても担当窓口か同区役所内の金融機関としているなど、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は明確ではない。

また、申立人は、会社退職後、すぐにA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録によると、申立期間に係る資格取得日（平成5年4月10日）及び資格喪失日（同年5月1日）並びに資格取得日（7年10月1日）は、いずれも同年11月29日に追加処理されていることが確認できる。同市の申立人の国民年金被保険者名簿の資格記録を見ると、資格取得欄には、「5年4月10日 種別1 事由 厚年喪失 7. 10. 9」、資格喪失欄には、「5年5月1日 事由 厚年加入 7. 10. 9」、資格取得欄には、「7年10月1日 種別1 事由 厚年喪失 7. 10. 9」と記載されていることから、申立人は、同年10月1日に厚生年金保険の資格を喪失した後、同年10月9日に同区役所で国民年金の加入手続を行い、この加入手続の事務処理が行われた際に、併せて申立期間についても遡って被保険者期間とする事務処

理が行われたものと推認できる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この申立期間の記録が追加処理された時点では、時効により申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録及びA市の申立人の国民年金被保険者名簿の納付記録共に、申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7153

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月11日から同年5月11日まで

私は、平成5年4月10日にA社を退職したとされているが、同年5月11日にB社に入社するまでA社で勤務していた。同社では給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人はA社を平成5年4月10日に離職しており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、A社から提出された「退職願」により、申立人は、平成5年4月10日付けで依願退職願を提出し、同社に承認されていることが確認できる。

さらに、A社が加入していたC厚生年金基金を継承する企業年金連合会から提出された「中脱記録照会（回答）」により、申立人の厚生年金基金の加入員期間は「平成2年4月1日から5年4月11日まで」とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社の複数の同僚に照会したところ、勤務していた店舗の相違などから、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7154

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月27日から同年4月2日まで

私は、大学卒業後、昭和48年3月27日からA社に勤務した。給与から保険料も控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と同じく大学卒業後、新規採用でA社に入社した複数の同僚の証言から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「当時の資料が無く、厚生年金保険の資格取得等については不明である。」と回答している。

また、申立人から初任給の分として提出された昭和48年4月（同年5月15日支払）の給与明細票によると、記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく1か月分の保険料と一致していることから、当該控除額は、同年4月分の控除額であると考えられ、申立てに係る同年3月分の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社における資格取得日は、昭和48年4月2日とされており、オンライン記録の被保険者資格取得日とも一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7155（事案5538の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月頃から44年9月22日まで  
② 昭和44年10月7日から同年11月10日まで  
③ 昭和45年3月26日から46年3月頃まで

私は、A社に昭和43年から3年間ほど勤務したが、厚生年金保険の加入期間が欠落していることを知り、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成23年3月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、今回、新たな資料として、申立期間当時の2人の同僚の証言を文書で提出するので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立てについては、当該期間においてA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該期間当時、同社で勤務していたことはうかがえるものの、i) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該期間を含めて同社での厚生年金保険被保険者記録が2年以上の同僚（48人）のうち、半数近い22人が、申立人と同様に被保険者期間の空白が確認でき、そのうちの1人は、「当時の給与は歩合制であり、仕事が無いと保険料を払えないため、一旦、社会保険から抜け、その後、仕事が入り出すと社会保険に再度加入していたため、私の年金記録も途切れて、空白がある。」と証言していること、ii) 当該期間当時の同社の事務担当者も、「申立人は運転手だったと記憶しているが、当時は、運転手が厚生年金保険に加入したくないと言えば、加入させていなかった。」と証言していることから、同社では、

当時、従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得する取扱いではなかった状況がうかがえること、iii) 同社は、当該期間当時の関係資料は保管しておらず、申立人の勤務期間及び当該期間の厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、当該期間当時の同僚2人の証言を文書により提出し、再度の申立てを行っている。

しかしながら、当該文書については、申立人の当該期間におけるA社での勤務をうかがわせる内容ではあるものの、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる内容ではない。

また、当該期間当時の別の同僚は、「独身の若い従業員は皆健康で、健康保険証も要らないだろうと、社長が言っていたことを聞いたことがある。また、独身の若い従業員は、総じて社会保険に加入するのを喜ばなかった。」と証言している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録とおおむね一致していることが確認できる。

このほか、再度調査しても、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7156

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月1日から44年4月4日まで

私は、昭和40年1月から44年7月までA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が、同年4月4日からとなっている。厚生年金保険料が控除されていたことを証明する資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役及び事業主の証言並びに同社から提出された在籍証明書から判断して、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和44年4月4日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたと名前を挙げている同僚のうちA社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚及び同社の事業主は、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年4月4日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の取扱いについては、不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7157

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から63年2月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について標準報酬月額が下がっているが、給与が下がった記憶は無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和62年6月から同年12月までについては、申立人から提出された昭和62年分給与所得の源泉徴収票により、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが認められる。

申立期間のうち、昭和63年1月及び同年2月については、A社は、「関係資料が残っていないため、当時のことは分からない。」と回答しており、当該期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、当時の同僚に照会しても、当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて証言は得られない。

さらに、オンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7158

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から59年5月16日まで

A社の給与から健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料を控除されていた記憶があり、退職後に失業給付ももらったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元役員、同僚の証言及び雇用保険の記録から判断して、申立人が申立期間のうち、昭和57年12月16日から59年5月15日までの期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成元年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、上記元役員は、「申立期間当時、A社は厚生年金保険に加入しておらず、加入したのは平成元年11月からである。」と回答している。

さらに、上記同僚は、「A社の社員は申立期間当時、健康保険についてはB国民健康保険組合に加入していた。平成元年に適用事業所になるまで厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

加えて、申立人が名前を挙げている複数の同僚は、いずれもA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月25日から56年2月11日まで  
② 昭和56年2月から59年6月まで  
③ 昭和59年7月31日から同年9月12日まで

申立期間①については、給与支払報告書に記載されているA社の就職日が、昭和55年8月25日となっているので、資格取得日を訂正してほしい。

申立期間②については、私より給与額が高かった同僚と同額の厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間③については、源泉徴収票に記載されているA社の退職日が、昭和59年9月11日となっているので、資格喪失日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、申立人から提出された昭和55年分給与支払報告書、59年分給与所得の源泉徴収票、普通預金未記帳取引照合表及び預金通帳により、申立人が55年8月25日から59年9月11日までA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、昭和55年分給与支払報告書には、社会保険料の金額欄に金額が記載されていない上、56年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した55年8月25日以降の期間について算出した雇用保険料並びにオンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料の合計額とおおむね一致することから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を給

与から控除されなかったものと考えられる。

また、昭和59年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した59年7月31日以前の期間について算出した雇用保険料並びにオンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料の合計額とおおむね一致することから、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されなかったものと考えられる。

さらに、A社の申立期間①及び③当時の事業主は、「厚生年金保険の加入を希望しない者は加入させていなかった。」と証言している。

加えて、A社は、平成21年3月16日に適用事業所ではなくなっており、既に破産廃止されている上、同社の破産管財人は「当時の保険料控除に関することは、資料が無いため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人から提出された普通預金未記帳取引照合表及び預金通帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが推認できる。

しかしながら、申立人から提出された昭和56年分、58年分及び59年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、当該源泉徴収票における対象期間について算出した雇用保険料並びにオンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料の合計額とおおむね一致することから、申立人は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額(8万6,000円)に見合う保険料を給与から控除されていたものと考えられる。

また、申立人は、昭和57年分の給与所得の源泉徴収票及び給与明細書を保有しておらず、申立人の同年分の保険料控除額について確認できない。

さらに、申立人は、「私より給与額が高かった同僚と同額の厚生年金保険料を控除されていた。」と主張しているところ、オンライン記録により、当該同僚の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認できる。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月19日から53年4月1日まで  
② 昭和53年4月1日から同年10月1日まで  
③ 昭和53年10月1日から同年12月29日まで  
④ 昭和54年1月8日から同年3月25日まで

私は、昭和52年9月から54年3月まで学校等において常勤の臨時任用講師として勤務し、給与はA県からもらっていた。辞令書のとおり勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「辞令書」及びA県教育庁から提出された「人事進退伺」により、申立人が申立期間①及び②はB学校、申立期間③はC学校、申立期間④はD学校において臨時的任用職員（講師）として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A県教育庁は「臨時的任用職員については、昭和49年度から健康保険及び厚生年金保険に加入させることについて予算措置を行い、昭和57年以降、2か月以上勤務した当該職員については加入させる取扱いとしたが、申立期間当時は、加入させる取扱いが事業所（各学校）ごとに異なっていた。」と回答している。

また、オンライン記録によると、上記「人事進退伺」において申立期間当時、申立人と同じ臨時的任用職員として学校に勤務していたことが認められる複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、A県教育庁は、申立期間当時の賃金台帳などの厚生年金保険料の

控除が確認できる資料を保管しておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについても不明と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認できない。

なお、申立人は、申立期間①から④までにおいて、私立学校教職員共済制度の加入記録が確認できるところ、厚生年金保険法第12条では、私立学校教職員共済制度の加入者には厚生年金保険法が適用されない旨規定されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7161

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月頃から34年4月頃まで

私は、昭和32年4月頃から34年4月頃まで約2年間A事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同事業所に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び厚生年金保険事業所台帳によると、申立てに係るA事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、B市を管轄する法務局は、申立人が記憶するA事業所の所在地に該当する事業所の記録は見当たらないと回答しており、申立人が勤務していた事業所を特定することができない。

さらに、申立人は、A事業所の事業主及び当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び同事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7162

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から同年9月1日まで

私は、A社を退職後すぐにB社に入社したことから、2か月の空白期間があることが納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間前の昭和26年6月5日からB社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、「申立期間当時のB社の資料は無く、申立人の厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、B社において申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、雇用保険の記録が確認できる者は8人であるところ、当該8人は、いずれも厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が一致しておらず、このうち7人は、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時の同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7163

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から10年11月まで

申立期間当時、私は、A社の代表取締役として社会保険の手続を行っていた。受け取っていた報酬は月20万円だったが、2、3年前に厚生年金保険の記録の調査に来た方の説明により、申立期間の標準報酬月額が20万円から9万2,000円に減額されていることを知った。当時の資料は、平成11年1月の破産時に処分したが、申立期間の標準報酬月額を引き下げる届出をした記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する20万円と記録されていたところ、平成11年1月14日付けで、9年1月1日まで遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間において同社の代表取締役（事業主）であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社は平成11年1月に破産したので、申立期間当時の経営状態は悪かったと思う。社会保険の手続事務は、私一人で担当していた。」と証言していることから、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で当該減額訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7164

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月28日から31年1月25日まで

私は、父が経営するA社で昭和28年3月28日から31年1月25日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、商業登記簿によると、A社は、既に解散している上、当時の事業主及び役員並びに申立人が記憶する複数の同僚は、いずれも死亡又は連絡先が明らかでないことから、申立人の勤務実態及び当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

なお、申立人は、当時の事業主の子であるが、当時のA社における社内事務等については、「給与計算等の事務は、全て父が行っていたが、給与から保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7165（事案4161の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月9日から43年1月26日まで  
前回の申立てについて、平成22年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、申立期間に事業所名が不明となっている雇用保険の記録があり、当該記録は、A社で勤務していた期間と符合するので、同社で働いていた証拠である。再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の同社における資格喪失日は、昭和42年8月9日であることが確認できること、ii) 同社は、申立人が申立期間に再度被保険者資格を取得したとする記録は見当たらないと回答していること、iii) 雇用保険の記録によると、申立人の同社における離職日は昭和42年7月31日であることが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間に事業所名が不明となっている雇用保険の記録があり、当該記録は、A社で勤務していた期間と符合するので、同社で働いていた証拠である。」と主張し、再申立てを行っている。

しかし、当該雇用保険の記録は、事業所名を特定することができないものの、申立てに係るA社とは異なる事業所番号で管理されていることから、別の事業所における記録であると考えられるところ、今回の調査において再度、公共職業安定所に照会したが、事業所名の特定が困難である旨、前回調査時と同様の回答が得られている。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7166

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から32年4月1日まで  
② 昭和32年4月1日から34年5月1日まで  
③ 昭和36年4月1日から同年11月11日まで  
④ 昭和36年12月13日から37年1月1日まで  
⑤ 昭和37年1月1日から同年6月2日まで  
⑥ 昭和37年8月30日から同年9月30日まで  
⑦ 昭和39年11月8日から40年2月1日まで  
⑧ 昭和40年2月1日から同年4月23日まで  
⑨ 昭和54年2月15日から55年8月12日まで  
⑩ 昭和63年12月1日から平成元年3月1日まで  
⑪ 平成5年2月20日から同年4月1日まで  
⑫ 平成8年8月1日から同年12月1日まで  
⑬ 平成15年12月31日から16年1月1日まで

私が勤務した事業所について、申立期間①及び⑤については、勤務したにもかかわらず厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、申立期間②から④まで及び⑥から⑬までについては、実際に勤務した期間と厚生年金保険の被保険者期間が相違している。全ての申立期間について、調査して、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社が行っていた道路工事の現場監督に誘われて、現場作業員として勤務した。」と主張している。

しかし、A社は、「当時の工事に関する資料が無く、当該道路工事を当社が行ったかどうか確認できない。当社の社員が現場作業員として勤務することは無い。当社の社員名簿に申立人の名前は無い。下請業者に雇用された者を、

当社の厚生年金保険被保険者として資格取得させることは無い。」と回答している。

また、申立期間①にA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、「A社の採用は、本社で行っていた。工事現場で社員を採用することは無い。」と証言している。

さらに、申立人は、A社での上司及び同僚を記憶しておらず、申立人の勤務期間等について確認できない。

申立期間②及び③について、申立人は、「昭和32年4月から36年11月までB社に勤務した。」と主張している。

しかし、B社の元事業主の親族は、「当時の事業主は、既に他界しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②及び③に係る勤務実態について確認できない。

また、申立期間②及び③にB社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「実際の入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していない。」と証言しているとともに、当該複数の同僚からは、申立人の申立期間②及び③に係る勤務実態について証言が得られない。

さらに、申立人から当時の同僚として名前が挙げた事業主の息子は、「申立人の入社及び退職の時期を記憶していない。」と証言している。

申立期間④及び⑤について、申立人は、「C社を退職した時期について確実な記憶は無いが、引き続きD社に勤務したので、昭和36年12月13日以降にC社又はD社に係る厚生年金保険被保険者記録が無いのはおかしい。同社に勤務した期間は短かった。」と主張している。

しかし、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、既に他界しており、申立人が同社を退職した時期について確認できず、D社は、既に廃業しており、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間④にC社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人の退職した時期を記憶しておらず、申立人が記憶するD社の複数の同僚及び申立期間⑤に同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人の勤務期間を記憶していない。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和36年12月23日に健康保険証を添付して申立人の被保険者資格の喪失に係る届出が行われたことが確認できる。

加えて、申立期間⑤にD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

申立期間⑥及び⑦について、申立人は、「E社を退職した後、切れ目なくF社に勤務したので、申立期間⑥にE社又はF社の被保険者記録が無いことはおかしい。また、同社には3年間ほど勤務したので、同社の被保険者期間が短すぎる。」と主張している。

しかし、申立人は、E社を退職した時期を記憶していない上、申立人を記憶している同僚は、「申立人の退職時期については、分からない。」と証言している。

また、E社は、「当時の資料が無い場合、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。」と回答している。

さらに、F社は、既に解散している上、当時の事業主は、既に他界しており、申立人の同社における勤務実態について確認できない。

加えて、申立人が記憶するF社の同僚も、既に他界しており、申立人の同社における勤務実態について確認できない。

申立期間⑧について、申立人は、「G社に入社したのは、昭和40年2月頃だと思う。」と主張している。

しかし、G社は、既に他社と合併しており、合併後の事業所は、「G社の従業員に関する資料等はなく、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答している。

また、雇用保険の記録によると、申立人のG社における資格取得日は、昭和40年4月23日とされており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

申立期間⑨について、申立人は、「H社には、昭和55年8月まで勤務した。」と主張している。

しかし、H社は、「当社の保有する資料によると、申立人の退職日は、昭和54年2月14日と記録されている。」と回答している。

また、当該回答による退職日の翌日及び雇用保険の記録における離職日の翌日は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

申立期間⑩について、申立人は、「昭和63年12月頃に、I社の面接を受けて採用された。」と主張している。

しかし、I社は、「当時の事業主は、既に他界しており、当時の資料も保存していないため、申立人の入社時期は不明である。」と回答している。

また、申立期間⑩にI社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間⑩に同社に勤務していたとする証言が得られない。

さらに、I社は、「運転手については、入社してもすぐに辞めてしまう人が多いことから、入社後すぐに厚生年金保険の資格取得手続は行っていない。」と回答している。

申立期間⑪について、申立人は、「申立期間⑪は、J社で勤務していたと思う。I社を退職し、すぐにJ社に就職したので空白期間があることはおかしい。」と主張している。

しかし、J社は、既に事業を廃止しており、元事業主は、「当時の資料が無い場合、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している。

また、雇用保険の記録によると、申立人のJ社における資格取得日は、平成5年4月1日とされており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、オンライン記録及び雇用保険の記録によると、J社の複数の同僚についても、申立人と同様に厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日が一致している。

加えて、申立期間⑪にJ社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の入社時期について証言が得られない。

申立期間⑫について、申立人は、「平成8年8月頃からK社に勤務した。厚生年金保険の被保険者記録が同年12月1日からとなっていることはおかしい。」と主張しているところ、雇用保険の記録によると、申立人のK社における資格取得日が同年9月11日と記録されていることから、申立人は、申立期間⑫のうち、同年9月11日以降の期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、K社は、「当社では、本人からの希望が無い限り、入社から3か月後に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行うことになっており、申立人に関しては、特に希望が無かったために、入社から3か月後に手続を行った。」と回答している。

また、申立期間⑫にK社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「入社時に、事業主から、入社後3か月間は社会保険の取得手続は行わない旨の説明を受けた。」と証言している。

申立期間⑬について、申立人は、「平成15年12月末日をもってK社を退職したので、同年12月分の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。」と主張している。

しかし、K社は、「申立人は、平成15年12月30日退職のため、同年12月31日付けの被保険者資格の喪失手続を行った。」と回答している。

また、K社が加入しているL厚生年金基金の記録における資格喪失日及び雇用保険の記録における離職日の翌日は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、K社を退職後に、健康保険の任意継続被保険者となる旨の手続を行っており、当該保険料を平成15年12月分から納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑬までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑬までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月1日から51年2月1日まで  
② 昭和51年6月1日から53年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について、私が同社に勤務していた証拠として、表彰状、写真及び契約に関するメモを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された「外務社員コード簿及び入社受付簿」及び申立人から提出された表彰状により、申立人は、当該期間当時、A社B支店に外務社員として勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の元夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和50年2月6日から同年6月25日までの期間において当該元夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

また、A社は、「申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の取扱いは、資料が無く分からないが、当時の外務社員については、必ずしも全員を入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる手続きを行っていたわけではなかった。」と回答している。

申立期間②について、上述の「外務社員コード簿及び入社受付簿」によると、申立人の退職日は、昭和51年6月29日と記載されていることから、申立人が当該期間のうち、同年6月1日から同年6月29日までの期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間②にA社C支店の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人の退職時期については記憶していない。」と証言し

ていることから、当該期間のうち、昭和51年6月29日より後の期間に係る申立人の勤務実態について確認できない。

また、A社は、「申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の取扱いは、資料が無いため分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から12年5月まで

申立期間に係る標準報酬月額について、A社で給与額が下がった記憶は無いのに、標準報酬月額が下がっているので、調査して、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額は、当初59万円であったものが、38万円までに減額されている。A社で給与額が下がったことは無いため、標準報酬月額が下がることは無い。」と主張している。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の複数の同僚は、給与計算及び社会保険関係事務は全て元事業主が行っていたと証言しているところ、当該元事業主（申立人の兄）に照会しても回答が得られないことから、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、商業登記簿及び同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社の営業担当の取締役であったことが確認できるところ、オンライン記録によると、申立期間において同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる他の取締役は、いずれも申立人と同様に標準報酬月額を減額されていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑨及び⑩について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで  
② 昭和45年4月から47年3月まで  
③ 昭和48年4月から50年3月まで  
④ 昭和55年4月から56年3月まで  
⑤ 昭和57年4月から58年3月まで  
⑥ 昭和63年4月から平成元年3月まで  
⑦ 平成11年4月から12年3月まで  
⑧ 平成19年4月から20年3月まで  
⑨ 平成19年6月  
⑩ 平成19年12月

申立期間①から⑧までについては、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額より、高額の給与が支給されていたので、調査して、記録を訂正してほしい。また、申立期間⑨及び⑩の賞与記録についても調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までについて、申立人から提出された当該期間に係る給与支払明細表（昭和49年1月分を除く。）により、申立人は、当該期間の一部においてオンライン記録より高額の給与が支給されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与支払明細表に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間のうち、昭和48年12月を除く期間においてオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、申立期間③のうち、昭和48年12月については、申立人から同月の厚生年金保険料の控除月となる49年1月分の給与支払明細表が提出されていないことから、48年12月の保険料控除額について確認できないものの、同年12月の給与支払明細表により、当該月の給与額に見合う標準報酬月額（8万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（10万4,000円）より低額であることが確認できる。

このほか、申立期間①から⑧までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑧までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間⑨及び⑩について、申立人から提出された賞与明細により、申立人は、当該期間において賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

しかし、当該賞与明細に記載されている賞与額及び保険料控除額に見合う標準賞与額は、いずれもオンライン記録の標準賞与額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間⑨及び⑩について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑨及び⑩について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7170

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から47年8月まで

申立期間について、A社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の上司であり現在の同社の事業主が申立人を記憶していることから、期間は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料が残っておらず、当時の事業主も既に死亡しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している。

また、申立人が記憶するA社の複数の同僚及び申立期間に同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の同社における勤務期間について証言が得られないとともに、当該同僚のうち、複数の者は、当時はアルバイト等の正社員とは異なる雇用形態の者も勤務しており、賃金形態等の待遇に差があった旨証言している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7171

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月10日から29年3月22日まで  
② 昭和29年4月15日から30年8月2日まで

脱退手当金を請求した覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和38年8月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案7172

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月20日まで  
② 昭和38年12月2日から39年3月21日まで  
③ 昭和44年8月4日から同年9月10日まで  
④ 昭和46年1月1日から56年10月1日まで  
⑤ 昭和58年3月1日から同年7月30日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書受付簿によると、昭和62年9月3日にA社会保険事務所（当時）で受け付け、同年9月4日に脱退手当金の支給に係る最終事業所を管轄するB社会保険事務所（当時）に回送したことが確認でき、受付から約3か月後の同年12月11日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。